



経済産業省

日時：令和4年2月22日（火）
場所：富山県民会館

中小企業施策について

中部経済産業局産業部 彦坂謙二

目次

I. 令和3年度補正予算・令和4年度当初予算案のポイント

II. 各種支援施策について

1. 事業復活支援金
2. 事業再構築補助金
3. ものづくり補助金
4. IT導入補助金

基本的な課題認識と対応の方向性

- コロナ禍の影響により厳しい業況にある中小企業・小規模事業者等に事業復活支援金を給付とともに、資金繰りなど必要な支援に引き続き万全を期す。
- コロナ禍の影響を乗り越え、中小企業・小規模事業者等の雇用・技術といった経営資源を活かした事業価値の向上を実現するため、事業者に細やかに寄り添いながら、事業再構築、承継・再生、生産性向上を支援する。併せて、取引適正化対策を強化し、前向きな投資や貢上げが可能となる環境を整備する。
- 加えて、「災害からの復旧・復興、事前の備え(強靭化)」にしっかりと取り組んでいく。

中小企業対策費	令和3年度当初(令和2年度第三次補正)	令和4年度当初(令和3年度補正)
	1,117億円(2兆2,834億円)	1,118億円(3兆9,593億円)

1. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

- 来年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に、地域、業種を限定しない形で、事業規模に応じて事業復活支援金を支給する。また、長期化するコロナ禍の影響により厳しい業況にある中小企業・小規模事業者等が足下で必要とする資金繰りなど必要な支援に引き続き万全を期す。

事業復活支援金【2兆8,031.7億円】 日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援【1,403.0億円】

2. 事業再構築・承継・再生を目指す事業者の後押し

- 新分野展開や業態転換等の果敢な取組を支援する事業再構築補助金(令和2年度第三次補正1兆1,485億円)を積み増し、新たにグリーン成長枠を設け、売上高減少要件を撤廃するなど、中小事業者等の新たな挑戦を強力に支援するとともに、事業承継・引継ぎ・再生を推し進める。
- 事業再構築補助金【6,123.0億円】
・コロナの影響を受けながらも新分野展開、業態転換等の「事業再構築」に挑戦する中小企業等を支援。
- 中小企業向け事業再編・再生支援事業【757.4億円】
・事業再編・再生支援を促進する官民連携ファンドの拡充等を実施。

- ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業【10.2億円(新規)】
・複数の中小企業等が連携して行う、新たな付加価値創造を図る製品・サービス開発や、「事業再構築」等の取組を支援。
- 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業【157.7億円】
・中小企業再生支援協議会や事業承継・引継ぎ支援センターを通して、中小企業の円滑な再生・事業承継を総合的に支援。
- 事業承継・引継ぎ支援事業【16.3億円】
・事業承継・引継ぎ(M&A)に伴う設備投資等の取組や、引継ぎ(M&A)時の専門家活用費等を支援。
- 土地(商業地等)に係る固定資産税の経済状況に応じた措置
・課税額が上昇する土地について、税額上昇分を半減する措置を講じ、税負担の増加を緩和。
- 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限を1年延長

等

3. 生産性向上による成長促進

- コロナの影響の長期化への対応や貢上げ原資の確保等のため、生産性革命補助金を通じ、設備投資・販路開拓・IT導入等を促進する。グリーン・デジタル分野に挑む事業者に対し、新たに「中小企業グリーン・デジタル投資加速化パッケージ」として特別枠を設けて設備投資等を支援する。引き続き、研究開発促進・海外進出支援・DX等も含め、生産性の向上を図っていく。
- 中小企業生産性革命推進事業【2,000.6億円】
・設備投資、販路開拓、ITの導入等を補助するなど、中小企業等の生産性向上に資する継続的な支援を実施。
- デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業【12.4億円】
・越境EC市場の獲得促進のため、中小企業の行う海外向け「ラーニング・プラットフォーム等を支援。

- 成長型中小企業等研究開発支援事業(旧:サボイン事業)【104.9億円】
・中小企業が大学等と連携して行う、研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービス開発等の取組を支援。
- 海外展開のための支援事業者活用促進事業(JAPANブランド育成等支援事業等)【5.5億円】
・海外市場の獲得に取り組む中小企業に対し、新商品・サービス開発や展示会出展等を支援。
- 企業の貢上げを促進する税制措置の抜本強化(貢上げ促進税制)
・雇用者全体の給与や教育訓練費を増加させた中小企業が雇用者全体の給与の増加額の最大40%税額控除可能。
- 交際費課税及び少額償却資産の特例措置の延長
・販路開拓等の支援のため交際費課税の特例を延長。事務負担軽減等のため少額償却資産特例を延長。

等

4. 取引環境の改善を始めとする事業環境整備等

- 貢上げが可能な環境の整備にも寄与する「生み出した価値を中小企業・小規模事業者に着実に残す」ため、下請Gメン倍増などの体制強化を実施し、取引環境の改善を図る。加えて、よろず支援拠点・中小企業支援機関による経営相談体制の強化や伴走支援の実施等、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境の整備を図っていく。

- 事業環境変化対応型支援事業【130.4億円】
・課題設定型の伴走支援を全国展開するほか、最低賃金引き上げや「ハバト」制度導入への対応が求められる中小企業に対し、制度の周知やデジタル化支援・相談等を実施。
- 取引適正化等推進事業【8.0億円】
・中小企業向けに、取引価格交渉セミナー等を開催し、価格交渉力の強化を支援。

- 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【40.0億円】
・各都道府県による支援拠点を整備し、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。
- 小規模事業対策推進等事業【53.3億円】
・中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援。
- 中小企業取引対策事業【8.5億円】
・下請Gメン倍増などの体制強化等を通じた下請法の厳正な執行、下請かけみ寺による相談対応等を実施。
- 地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業【4.6億円】
・地方公共団体と連携し、中小商業者等が新たな需要を創出するため行う調査分析・施設整備等を支援。
- 中小企業・小規模事業者人材対策事業【8.4億円】
・中小企業の経営課題に即した人材確保を支援とともに、海外展開を担う人材等の育成を支援。
- 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【10.9億円】
・地方公共団体と連携し、地域の実情に応じた小規模事業者の経営改善のための支援を実施。

等

5. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開

- 既存予算で対応「がんばろう!商店街事業【令和2年度第3次補正:30.0億円】
・商店街等が行う需要喚起を目的としたイベント等を支援。

6. 災害からの復旧・復興

- 地方公共団体による地域企業再建支援事業等【合計:130.4億円】

事業復活支援金

令和3年度補正予算額 **2兆8,032億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、地域・業種を限定しない形で、来年3月までの見通しを立てられるよう事業規模に応じた給付金を支給します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた中小事業者等の事業の継続・回復を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 新型コロナの影響で2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上が50%以下に落ち込んだ事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）に対し、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分（11月～3月）の売上減少額を基準に算定した額を一括給付。
- 上限額は、売上高に応じて、三段階に設定（売上30～50%減少の事業者に対しては上限額を6割として給付）。

＜上限額＞

事業規模・売上減少率に応じて以下のとおり。

売上 減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高 1億円超～ 5億円以下	年間売上高 1億円以下	年間売上高 5億円超
▲50% 以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30～ 50%	30万円	60万円	90万円	150万円

事業復活支援金の概要

- 新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。なお、給付要件等は、引き続き検討・具体化しており、変更になる可能性がございます。

給付対象について

ポイント1 **新型コロナウイルス感染症の影響**を受けた事業者が対象となり得る（具体的な影響はP.2参照）。

ポイント2 2021年11月～2022年3月の**いずれかの月の売上高が**、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して**50%以上**又は**30%以上50%未満減少**した事業者

給付額

= 基準期間の売上高 - 対象月の売上高 × 5

基準期間

「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間
(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間であること)

対象月

2021年11月～2022年3月のいずれかの月
(基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)

給付上限額

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

中小企業等事業再構築促進事業

令和3年度補正予算額 6,123億円

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。
- こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行いながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたところです。
- 本事業について、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行い、使い勝手を向上させます。
- 特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。

成果目標

- 事業終了後3~5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

主な補助対象要件

- 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること（グリーン成長枠を除く）
- 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること（補助額3,000万円超は金融機関も必須） 等

補助金額・補助率

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、1,500万円(※2)	中小3/4、中堅2/3
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)		
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円(※2)	中小2/3、中堅1/2(※3)
大規模賃金引上げ枠 (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援)	1億円	中小2/3、中堅1/2(※3)
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行なながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、中堅1/3

(※1) 補助下限額は100万円

(※2) 従業員規模により異なる

(※3) 6,000万円超は1/2（中小のみ）、4,000万円超は1/3（中堅のみ）

補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）

事業再構築補助金

①概要

- ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援。

補助対象	<p>1. ①2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1~3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、 ②2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1~3月)の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること。 ※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能（グローバルV字回復枠を除く）。 ①2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して<u>15%</u>以上減少しており、 ②2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して<u>7.5%</u>以上減少していること。</p> <p>2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。</p> <p>3. 補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%（グローバルV字回復枠は5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（同上5.0%）以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。</p>
補助金額・補助率	次ページのとおり
補助対象経費	建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等 【注】補助対象企業の従業員の入件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外
公募スケジュール	【第1回締切】2021年4月30日（金）18時、【第2回締切】2021年7月2日（金）18時 【第3回締切】2021年9月21日（火）18時、【第4回締切】2021年12月21日（火）18時 【第5回公募開始】2022年1月20日（木）【公募締切】2022年3月24日（木）18時

類型	概要	補助金額	補助率
通常枠	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取り組みを通じた規模の拡大等を目指す新たな挑戦を支援	従業員20人以下 100～4,000万円 従業員21～50人 100～6,000万円 従業員51人以上 100～8,000万円	中小企業者等 2/3 (6,000万円超は1/2) 中堅企業等 1/2 (4,000万円超は1/3)
大規模賃金引上枠 150社限定	多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業再構築を支援	従業員数101名以上 8,000万円超～1億円	中小企業等 2/3 (6,000万円超は1/2) 中堅企業等 1/2 (4,000万円超は1/3)
卒業枠 400社限定	事業再構築を通じて、資本金や従業員を増やし、3～5年の事業計画期間内に中堅・大企業等へ成長する事業再構築を支援	6,000万円超～1億円	中小企業等 2/3
グローバルV字回復枠 100社限定	事業再構築を通じて、コロナの影響で大きく減少した売上をV字回復させる中堅企業等を支援	8,000万円超～1億円	中堅企業等 1/2
緊急事態宣言特別枠 加点あり	国による緊急事態宣言発令により深刻な影響を受け、早期に事業再構築が必要な飲食サービス業等を支援	従業員5人以下 100～500万円 従業員6～20人 100～1,000万円 従業員21人以上 100～1,500万円	中小企業等 3/4 中堅企業等 2/3
最低賃金枠 加点あり	最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等が取り組む事業再構築に対する支援	従業員5人以下 100～500万円 従業員6～20人 100～1,000万円 従業員21人以上 100～1,500万円	中小企業等 3/4 中堅企業等 2/3

※1 第3回公募から「大規模賃金引上枠」「最低賃金枠」を新設。

※2 通常枠以外の枠で不採択の場合は、通常枠で再審査。

事業再構築補助金の見直し・拡充（令和3年度補正予算）

1. 売上高10%減少要件の緩和

第6回から

売上高10%減少要件について、「2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前と比較して5%以上減少していること」を撤廃し、「2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること」のみを要件とするよう要件を緩和。

2. 回復・再生応援枠の新設

第6回から

引き続き業況が厳しい事業者（※1）や事業再生に取り組む事業者（※2）を対象とした申請類型を新設し、最大1,500万円（※3）まで、補助率を3/4に引き上げ（通常枠は2/3）手厚く支援。また、主要な設備の変更を求めている要件を課さないこととし、事業再構築に取り組むハードルを緩和する。

なお、これに伴い緊急事態宣言特別枠は廃止。

（※1）2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年又は2019年同月比で30%減少
（※2）再生支援協議会スキーム等に則り再生計画を策定（詳細な要件は検討中）
（※3）従業員規模に応じ、500万円、1,000万円又は1,500万円

3. グリーン成長枠の新設

第6回から

グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象（※）に、補助上限額を最大1.5億円まで引き上げた（従来は1億円）新たな申請類型を創設。グリーン成長枠は売上高10%減少要件を課さない。なお、これに伴い卒業枠・グローバルV字回復枠は廃止。

（※）事業再構築の内容が、グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、研究開発・技術開発又は人材育成をあわせて行うことで、付加価値額年率5.0%以上（通常枠は3.0%以上）の増加を目指す場合

4. 通常枠の補助上限額の見直し

第6回から

限られた政策資源でより多くの事業者を支援するため、通常枠の補助上限額について、従業員規模に応じ、従来の4,000万円、6,000万円、8,000万円から2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円に見直し。

5. その他運用改善等

①引き続き継続

②第5回から

- ① 最低賃金枠、大規模賃金引上げ枠は維持し、賃上げに取り組む事業者の生産性向上について、引き続き強力に支援。
- ② 事業再構築で新たに取り組む事業の売上高が、総売上高の10%以上となる事業計画を策定することを求めている要件について、付加価値額の15%以上でも認めることとともに、売上高が10億円以上の事業者であって、事業再構築を行う事業部門の売上高が3億円以上である場合には、当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たすこととする。

中小企業生産性革命推進事業

令和3年度補正予算額 2,001億円

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の生産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - 補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - 補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - 付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



(1) 中小企業庁 技術・経営革新課
(2) 中小企業庁 小規模企業振興課
(3) 中小企業庁 経営支援課
(4) 中小企業庁 財務課

事業イメージ

【各補助事業の内容】

(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や販上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型販上げ・雇用拡大枠		
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	2/3

(2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、販上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

(3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

PC、タブレット等補助上限額：10万円（補助率：1/2）、
レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）

インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

(4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限額：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します。

ものづくり補助金の見直し・拡充

- 10次公募（令和4年2月中旬）からの実施を予定。

1. 従業員規模に応じて補助上限額が変わります

一律1,000万円 → 従業員数21人以上：1,250万円、6～20人：1,000万円、5人以下：750万円

2. 中堅企業が対象になります、企業再生計画を策定する補助率が上がります

資本金10億円未満の「特定事業者」を追加

企業再生に取り組む事業者は補助率を2/3に引き上げ

※中小企業再生支援スキームに則り再生計画を策定（詳細な要件は検討中）

3. 3つの新枠が新設され、補助率が2／3に引き上げられます（「低感染リスク型ビジネス枠」は終了）

回復型賃上げ・雇用拡大枠	デジタル枠	グリーン枠 補助上限額最大2,000万
業況が厳しい事業者 ◆ 前年度の事業年度の課税所得がゼロ ◆ 給与支給総額又は事業場内最低賃金の増加目標が未達の場合に補助金額の全額返還 を求める。	DX（デジタル・トランスフォーメーション）に資する革新的な製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者 「DX推進指標」を活用して、自己診断を実施するとともに、自己診断結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して提出	温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者 事業場単位での炭素生産性を年率平均1%以上増加 これまでの温室効果ガス排出削減に向けた詳細な取組状況がわかる書面を提出

IT導入補助金の拡充内容（令和3年度補正予算）

- インボイス制度導入への対応も見据えつつ、企業間取引のデジタル化を強力に推進。

会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトに補助対象を特化し、補助率を引き上げ

- 補助率を通常の1／2から3／4に引き上げ（補助額～50万円以下）
- 補助率を通常の1／2から2／3に引き上げ（補助額 50万円超～350万円）

※補助率の考え方については、4ページ参照

クラウド利用料を2年分まとめて補助

昨今のITツールがクラウド化していることを踏まえ、最大2年分のクラウド利用料を補助。

PC・タブレット、レジ・券売機等の購入を補助対象に追加

- PC・タブレットについては、補助上限額10万円、補助率1／2で支援。
- レジ・券売機等については、補助上限額20万円、補助率1／2で支援。

複数社連携IT導入類型の創設

- 地域DXの実現や生産性の向上を図るため、複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入する取組を支援する。

IT導入補助金（デジタル化基盤導入枠）の「類型」の概要

■ デジタル化基盤導入類型

- 中小・小規模事業者に、インボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援する。

■ 複数社連携IT導入類型

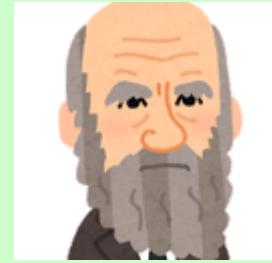
- 複数の中小・小規模事業者が連携して ITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのITツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援する。

	令和3年度補正予算（デジタル化基盤導入枠） (2,001億円の内数)				【参考】令和元年度補正予算（通常枠） (3,600億円の内数)	
類型名	デジタル化基盤導入類型		複数社連携IT導入類型		A類型	B類型
補助額	ITツール	PC等	レジ等	a. デジタル化基盤導入類型の対象経費 ⇒左記と同様 b. それ以外の経費 ⇒補助上限額は50万円× 参加事業者数、補助率は 2／3 (1事業あたりの補助上限額 は、3,000万円 ((a)+(b)) 及び事務費・専門家費)	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円以下
	～50万 円以下	50万円 超～350 万円	～10 万円	～20 万円		
補助率	3／4	2／3	1／2	1／2		1／2
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費 【複数社連携IT導入類型のみ】事務費・専門家費				ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料1年分）、導入関連費	

経営者にとって厳しい環境が続きます・・・

最も強い者が生き残るのではなく、
最も賢い者が生き延びるのでない。

唯一生き残ることが出来るのは、変化できる者である。
(チャールズ・ダーウィン)



ご清聴ありがとうございました。



個別の「支援制度」についてお聞きになりたい場合は、遠慮なく中小企業課までご照会ください。

- ・支援団体・機関内の支援担当者の皆様への説明
 - ・顧客向け説明会（集合型、WEB型）
- など、ご相談に応じます。



経済産業省
中部経済産業局

産業部 中小企業課

電話：052-951-2748

URL：<http://www.chubu.meti.go.jp>